

茨城県立医療大学 S D ・ F D 部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学内部質保証委員会規程（令和6年5月1日）第6条の規定に基づき、茨城県立医療大学 S D ・ F D 部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「S D」とは、本学、本学付属病院及び本学大学院（以下「本学等」という。）の教職員に本学等の運営に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力・資質を向上させるための研修及び必要な取組（スタッフ・ディベロップメント）をいう。
- (2)「F D」とは、本学等が実施する教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）をいう。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む。）、各センター、研究科及び付属病院から推薦された教員各1名
- (2) 教学マネジメントセンター長
- (3) 総務課長
- (4) 教務課長
- (5) その他学長が必要と認める者

2 前項第1号及び第5号の部会員は、学長が任命する。

(審議事項)

第4条 部会は、次の各号に係る事項について審議する。

- (1) S D 及び F D の運営、実施に関する事項
- (2) S D 及び F D の普及、啓発に関する事項
- (3) その他 S D 及び F D の推進のために必要な事項

(任期)

第5条 第3条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第6条 部会に部会長を置く。部会長は、学長が指名する。

(会議)

第7条 部会長は、部会を招集し、その議長になる。

- 2 部会長に事故あるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会において議決を要する事項は出席部会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 部会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が別に定める。

付 則

この要項は、令和7年6月13日から施行する。